

青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例の一部を改正する条例の骨子（案）

1 条例改正の目的

近年、エネルギー自給率の向上や地球温暖化対策への関心の高まりから、再生可能エネルギーの導入促進が図られており、特に、小水力発電はクリーンかつ再生可能なエネルギーであり、今後更なる普及が期待されています。

小水力発電とは、一般河川、農業用水、砂防ダム、上下水道などで利用される水のエネルギーを利用し、水車を回すことで発電するものであり、一般的には、流れる水を貯めることなく直接取水し、利用する「流れ込み式」の発電方式が採用されています。

これまで青森県では、砂防ダムなどの砂防設備を利用した小水力発電についての具体的な事例の想定がなく、砂防設備の占有はできないこととしていました。しかし、上記のとおり、今後は、小水力発電に伴う砂防設備の占有などの事例が見込まれるようになることから砂防設備の占有をできることとすることが適当であり、青森県砂防指定地における行為の規制に関する条例（以下「条例」という。）の一部を改正するものです。

2 条例改正の概要

(1) 砂防設備の占有の許可制度の創設

知事の許可を受けて、砂防設備を占有できる制度を創設します。

(2) 許可に基づく地位の承継及び権利の譲渡の規定の整備

(1)に伴い、河川法の規定に準じて、①相続や法人の合併等があった場合における占有の許可に基づく地位の承継規定を整備し、及び②知事の承認を受けて占有の許可の譲渡を行うことができることとします。

なお、同じく河川法の規定に準じて、①については、既に許可制度を導入している砂防指定地における行為の許可（現行の条例第2条各号に掲げる行為の許可。以下「行為の許可」という。）についても整備することとします。

(3) 占有料の徴収

(1)に伴い、砂防設備の占有は、排他的・独占的に砂防設備を利用する権利を付与するものであることから、このことに対する対価として、占有料を徴収することとします。

占有料（金額）、納入方法、減免、不還付に関する規定については、青森県河川流水占有料等徴収条例に準じて整備します。なお、占有料を徴収する物件として、砂防設備を占有することが見込まれないものは除外します。

(4) 原状回復の義務

(1)に伴い、占有の許可の期間が満了した場合や、途中で占有をやめた場合には、砂防設備の占有の許可を受けた者の負担で速やかに砂防設備を原状回復しなければならないこととします。また、この原状回復の義務は、行為の許可についても同様に整備します。ただし、占有期間の満了後も引き続き占有を継続する場合や、竹木の伐採等物理的に原状回復ができないものもあることから、原状回復を要しないことを可能とする規定も併せて整備します。

3 条例改正の施行日

令和2年7月1日から施行します。